

第2章 環境問題の動向

第1節 推 移

環境問題は、高度経済成長期の最中の昭和30年代後半、人々の大きな関心事になり、昭和40年代に、国・県等において、公害や自然保護関係の法令が整備されるなど各種の環境対策が講じられ、また、企業においては、新たな公害防止技術の導入が図られました。

この結果、産業活動に伴う大気汚染、水質汚濁を中心とした環境問題については、一時期に比べ、相当の成果が上がりましたが、都市化の進展、大量消費・大量廃棄型生活様式への変化などにより、新たな都市・生活型の環境問題が発生しています。さらに、多種多様な化学物質など環境保全上監視すべき物質も増大しています。

また、原始的な自然や優れた景観を有する自然は、ますます貴重なものとなり、市街地においても緑地や水辺などの身近にふれあうことのできる自然の保全、活用及び創造も今日の重要な課題となっています。

環境問題全般については、平成4年、「環境と開発に関する国際会議」（地球サミット）が開催され、21世紀に向けた人類の行動計画である「アジェンダ21」などを採択し、世界各国で地球環境を守るための取り組みが進められており、その10年後にあたる平成14年8～9月にかけて、南アフリカのヨハネスブルグにおいて、世界191カ国が参加した「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」が開催され、この10年間の取組を振り返り、今後、どのように行動すべきかについて議論が行われました。

地球温暖化問題については、平成13年4月4日から6日にかけて、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第17回総会が開催され、最新の地球温暖化の現状と将来予測、影響などをまとめた第3次報告書が受諾されました。

また、気候変動枠組条約・締約国会議も、平成14年10～11月にかけてインドのニューデリーで第8回締約国会議（COP8）、平成15年12月にイタリアのミラノで第9回締約国会議（COP9）が開催されるなど、京都議定書の早期の発効に向けた検討が進められています。

私たち一人ひとりの日常生活や事業活動が環境に与える負荷は、地球温暖化やオゾン層破壊などといった地球環境問題として、人々の間で広く認識されるようになり、生活様式や社会システムのあり方そのものの見直しが強求められています。

これには、地球環境の視点も踏まえつつ、諸施策等を、公害対策、自然保護、廃棄物処理などといった分野ごと、個別に実施するのではなく、環境そのものを総合的にとらえて、有機的連携を図りながら進めることが必要です。さらに、長期的観点から予防的措置が図られるよう、計画的に整合性を持って進めることが不可欠です。

このため、国においては、環境基本法の制定や環境基本計画の策定により、新たな環境政策の基本理念、枠組と長期的な方向が定められています。これは、地域から地球のレベル、また、短期の問題から超長期の影響まで広範な環境問題を対象とし、持続可能な社会を創っていくという大きな挑戦であり、この実現に向け枠組づくりをはじめとして各分野での取組が進められています。

一方、本県においても、環境行政全般に及ぶ総合計画である徳島環境プランを策定し、この推進に努めてきたところですが、すべての者の主体的な参画を図り、環境施策をより実効性あるものにするため、平成11年3月に環境基本条例を制定しました。また、環境基本条例に掲げられた、人と自然とが共生する住みやすい徳島の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための新たな環境基本計画を平成15年度中に策定する予定です。

現在の環境問題の特質が、経済社会システムや県民の一人ひとりの生活様式にあることから、県のみではなく、市町村、事業者、環境民間団体、さらには県民といったあらゆる主体の自主的、積極的取組が必要です。このため、県民、事業者、行政といった地域社会の様々な主体が手を携えて、ゴミの減量化・リサイクル、地球環境保全、省資源・省エネルギーなど、環境問題の解決に自ら取り組んでいくことを目的として、「とくしま環境県民会議」が設立（平成12年1月）され、「とくしま環境宣言」が採択されました。

また、このような様々な主体による取組をさらに推進するため、県は県内最大級の事業者・消費者との考えのもと、「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」を策定（平成8年9月）し、自ら率先して環境への負荷の低減に努めてきましたが、この取り組みをさらにステップアップさせるため、平成12年2月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、平成15年2月の更新に合わせて一部出先機関への拡大を行いました。

また、ISO14001環境管理システムの導入や取組の検討を行う市町村もあり、県では自らの認証取得時に得られたノウハウやISOに関する情報の提供、個別指導、研究会の開催など、ISO14001の普及・支援を行うこととしています。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律が平成11年4月施行され、温暖化防止の視点から自らの事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画策定が求められることとなったため、こうしたことを満たし、かつより積極的に環境に配慮した取組を進める意味で、第2次の「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」を策定（平成12年8月）し、ほぼ全ての市町村においても策定されるなど、環境管理への取組が進んでいます。

今後とも、環境問題の解決に向け、様々な主体による自主的・積極的取組が展開されるとともに、県民、事業者、行政が一体となつての取組がますます広がり、人と自然とが共生する住みやすい徳島の実現が図られることが期待されます。

第2節 最近の新たな動き

これまで環境問題の大きな潮流を述べてきましたが、概ね平成14年4月から平成15年12月までの新たな動きは次のとおりです。

1 国際的動き

平成14年8月から9月にかけて、ヨハネスブルグ（南アフリカ共和国）で開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」では、平成4年の「環境と開発に関する国際会議」（地球サミット）からの10年間の取組を振り返るとともに、持続可能な開発を進めるための各国の指針及び政治的意思を示す「ヨハネスブルグ宣言」が採択されました。

また、地球温暖化については、平成14年10月23日から11月1日までインドのニューデリーで開催された気候変動枠組条約・第8回締約国会議（COP8）において、京都議定書に基づく報告及び審査のガイドラインが策定され、クリーン開発メカニズムの手続きについて整備されるなど、京都議定書の実施に向けて進展がありました。

さらに、平成15年12月1日から12日までイタリアのミラノで開催された第9回締約国会議（COP9）では、吸収源クリーン開発メカニズム（CDM）としての植林の実施ルールを新たに決定したほか、京都議定書の早期発効に対する強い支持が示されました。

2 国の動き

- ・平成14年5月29日、土壤汚染対策法が公布され、平成15年2月15日から施行されることとなりました。
- ・平成14年5月30日、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が完全施行されました。
- ・平成14年5月31日、「気候変動枠組条約の京都議定書の締結」及び京都議定書の国内担保法である「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が、国会で可決されました。これを受け、政府は6月4日、国連に京都議定書の受諾書を寄託し、また、法律については、6月7日に公布され、国民の取組を強化するための措置関係等については即日施行されました。
- ・平成14年7月12日、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が公布されました。
- ・平成14年7月22日、ダイオキシン類の底質に係る環境基準（150pg-TEQ/g）が設定され、平成14年9月1日から適用されました。
- ・平成14年7月31日、ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部が改正され、特定施設（水質基準対象施設）として、カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設等4施設が追加されました。
- ・平成15年3月14日、循環型社会形成推進基本法に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、国会に報告されました。
- ・平成15年5月30日、水道法第4条に基づく水質基準に関する省令が新たに公布され、水質基準がこれまでの46項目から50項目（9項目の除外、13項目の追加）となり、平成16年4月1日より施行されることとなりました。
- ・平成15年10月1日、環境教育の振興や体験機会、情報の提供を行うことで環境保全への理解と取り組みの意欲を高めるため、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が、施行されました。

- ・平成15年10月1日、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、パソコンメーカー等による家庭用使用済みパソコンの回収・リサイクルが始まりました。
- ・平成15年11月5日、水生生物の保全に係る水質環境基準が追加設定されました。

3 県の動き

- ・平成14年6月14日、とくしま環境県民会議に、温暖化防止やオゾン層保護に取り組む「ストップ温暖化部会」、及び県民総ぐるみとなったグリーン購入運動に取り組む「グリーン購入推進部会」が設置されました。
- ・平成14年7月19日、国の総量削減基本方針に基づき、第5次総量削減計画（徳島県）を策定しました。
- ・併せて、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を定めました。
- ・平成14年7月23日、瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画を策定しました。
- ・平成14年9月に、徳島県環境影響評価条例施行規則を一部改正しました。
- ・平成14年9月10日、県内の大規模事業者等の自主的な行動を促進するため、情報交換等の場として、「とくしま地球環境倶楽部」を設立しました。
- ・平成14年11月8～10日に、ごみの減量化、リサイクルの推進を図ることを目的として、「第1回ごみゼロ推進全国大会」を開催しました。
- ・平成14年11月15日、徳島県環境審議会に対し、「徳島県環境基本計画（仮称）のあり方について」の諮問を行いました。
- ・徳島県におけるエコタウン事業の実施可能性を調査するため、平成14年11月20日に「エコタウンプラン検討委員会」を設置しました。
- ・平成15年2月22日、ISO14001環境管理システムの認証の更新を行うとともに、7合同庁舎、2土木庁舎の計35機関に認証取得範囲を拡大しました。
- ・平成15年8月、「環境首都とくしま憲章（仮称）策定委員会」を設置し、憲章の制定に向けて検討を開始しました。